

群馬県内の公立高等学校等における令和7年度の授業料無償化の申請手続について

令和7年度における群馬県内の公立高等学校等の授業料については、国の制度により実質無償となります。高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」という)の申請を行った結果、受給資格が認定された場合は就学支援金の対象に、世帯年収が所得制限額を超過していることを理由に受給資格を得られなかった場合は高校生等臨時支援金(以下、「臨時支援金」という)の対象になります。

以下をご確認の上、期限までに必要な手続きを行ってください。

群馬県教育委員会

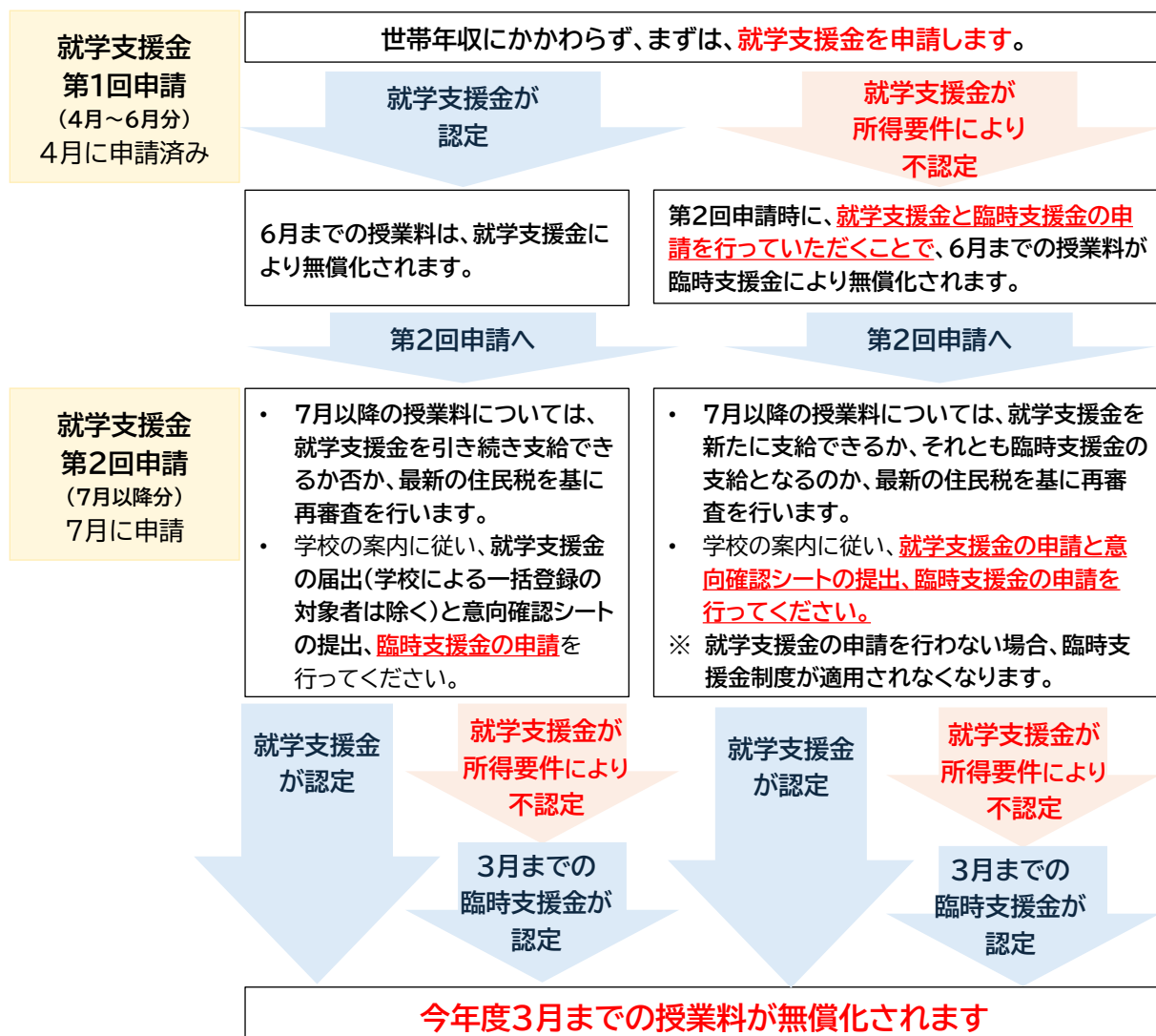
1 留意事項(必ずご確認ください)

- ✓ 就学支援金の申請を行わない方は、臨時支援金は認定されません。
- ✓ 所得要件以外の要件(在籍期間等)を満たさないことにより就学支援金の受給資格を得られない方は、臨時支援金を受けることはできません。

【例】

- ・ 高等学校等を卒業又は修了したことがある方
- ・ 高等学校等に在学した期間(転退学等の場合を含む。)が、全日制課程の場合は通算して36 か月を超える方、定時制及び通信制課程の場合は通算して48 か月を超える方
- ・ 日本国内に住所を有さない方

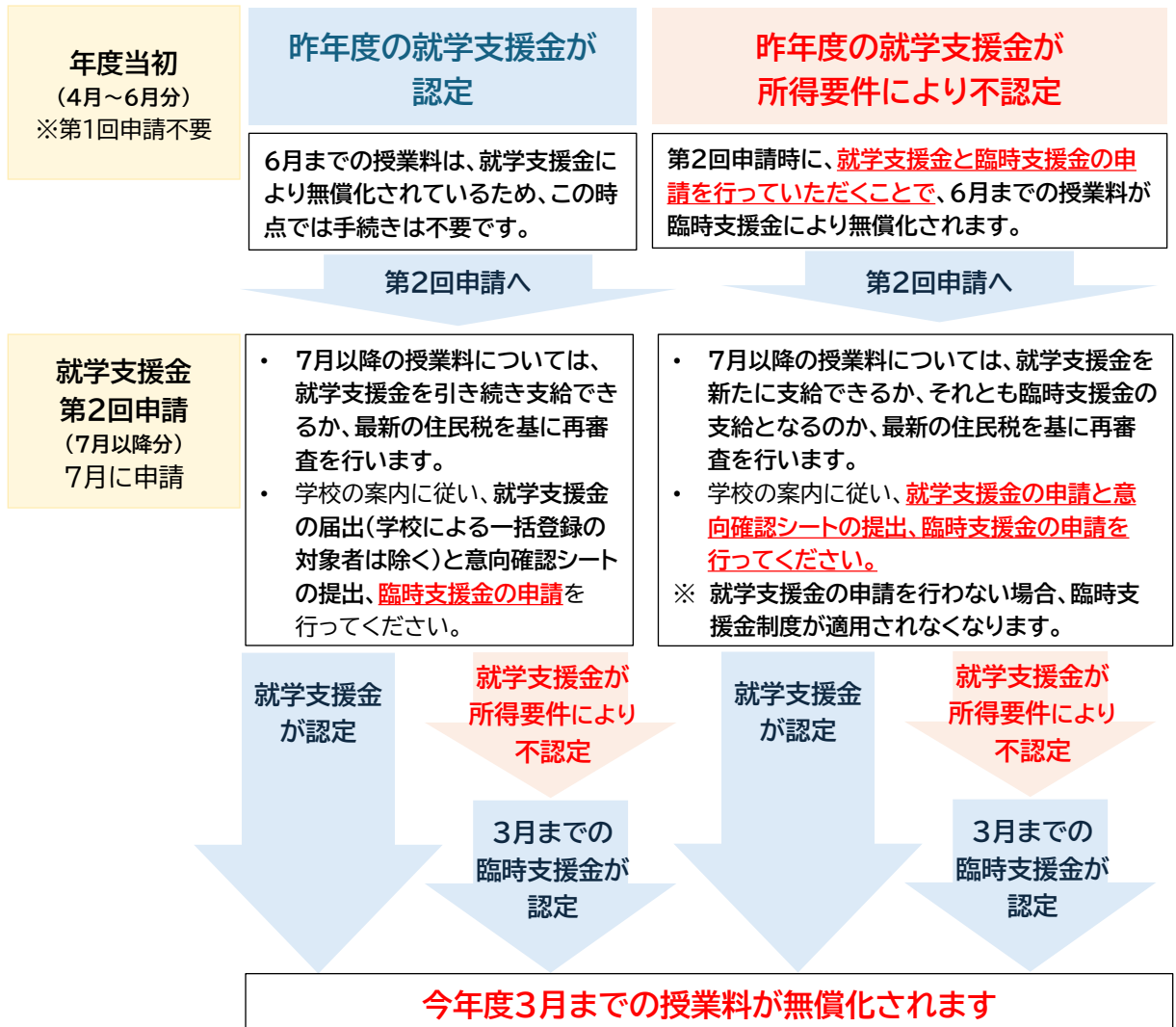
2 新入生(1年生)の申請手続



2年生以上の申請手続は裏面をご確認ください。

3 2年生以上の申請手続

- ✓ 2年生以上の場合は、昨年度の就学支援金第2回申請の審査結果により、必要な手続が変わります。詳細は下記をご確認ください。
- ✓ 昨年度の就学支援金を申請していない場合(未申請の場合)は、以下の「昨年度の就学支援金が所得要件により不認定」と同様に手続をしてください。



4 制度の詳細について

高等学校等就学支援金制度及び高校生等臨時支援金制度についての詳細は、文部科学省のホームページでご確認ください。

こちらのQRコードを読み込んでください→



5 提出・問い合わせ先

生徒が在籍する群馬県立高等学校、群馬県立中等教育学校、市立高等学校、市立中等教育学校、組合立高等学校の事務室